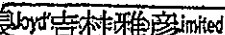


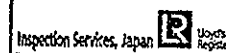


〒220-6010
 横浜市西区みなとみらい 2-3-1
 クイーンズタワー A 10F
 電話:045-682-5271 FAX: 045-682-5253

W04654066 号-0

日本原燃株式会社 殿

2017年3月14日
 ロイド・レジスター・グループ・リミテッド
 インスペクションサービス 事業部長 



2016年度 第2回定期監査 報告書 (全体総括)

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付4-108
監査名	2016年度 第2回定期監査
監査対象部門	安全・品質本部、濃縮事業部、埋設事業部、再処理事業部
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館、濃縮・埋設事務所、再処理事業所
監査実施日	2017年2月21日～2月24日
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)

2. 2016年度 第2回 定期監査の視点

2.1 監査対象部門

今回の監査は下表に示す4グループ別を実施した。

グループ	監査対象部門
(その1)	安全・品質本部
(その2)	濃縮事業部
(その3)	埋設事業部
(その4)	再処理事業部

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Form 1124 (2005.02)

2.2 背景、および、これまでの状況

ロイド・レジスター・ジャパン(今年度よりロイド・レジスター・グループ・リミテッド [以下、LR と記す] が監査業務を担当する)は、日本原燃(株) (以下、JNFL と記す) 殿に対して、2004 年度第 1 回定期監査以来、年 2 回の頻度で定期監査を実施してきた。

これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで 32 項目) (以下、「改善策」と記す)」及び、2009 年 1 月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン(※) (以下、「アクションプラン」と記す)」の実行状況と PDCA 展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきた。

※：旧品質保証室、濃縮事業部及び埋設事業部は、水平展開という位置づけでアクションプランに対応していた。

これまでの監査の過程で確認した監査項目として、「アクションプラン」の総括、改善策の成果を反映した日常活動、一般 QMS(品質マネジメントシステム)の対応状況、再処理事業部のしゅん工を見据え、組織の管理・運営をよりきめ細かく行えるよう「ミニ工場化」と呼ばれる組織の再編成に伴う活動、及びヒューマンエラーが関与したトラブルに対する改善活動等が代表的なものとして挙げられる。これらの活動を監査した結果、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着していると共に、随所に自律的改善が展開されていることを確認してきた。

一方、2015 年度の保安検査以降、濃縮事業部、再処理事業部および安全・品質本部において複数の指摘事項を受けたことや埋設事業部に対する第三者定期監査時での観察事項等の提言など、各事業部における品質マネジメントシステムの再検証が必要と考えられる事象が観察された。

2.3 2016 年度 第 2 回定期監査の対応方針

今回の監査は、前回の監査内容を踏襲し、JNFL 殿の各担当部署において、品質目標に設定された主要テーマの活動が改善策の理念を反映し、かつ、風化・形骸化せず実行されているか否かをプロセス監査により確認することを主要な視点とする。

加えて、上述のごとく、これまでの保安検査において、濃縮事業部の現場管理、再処理事業部の設備保全活動、更には安全・品質本部での不適切な意思決定プロセスに関する指摘等を受けた状況を踏まえ、各事業部、監査室/安全・品質本部の保安活動の考え方や業務プロセスについて、より高いレベルの改善が必要と考えられたことから、「保安活動への取組み」に係る項目を主要な監査対象の 1 項目として引き続き確認した。

また、これまでの監査において、一般 QMS に係る活動と位置付けた「トラブル/不適合事象の再発防止対策の実施状況」や「内部監査の実施状況」は、引続き監査対象とした。2016 年度 第 2 回定期監査の実施事項として、監査対象を表 1 に示す。

表1 2016年度 第2回定期監査の注力事項

監査実施項目	
(1)	品質目標に取り上げられた主な活動が、効率的・効果的に実行されている状況
(2)	トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)
(3)	トラブル/不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置)の取組み状況 (必要に応じて調達先を含む)
(4)	内部監査の実施状況
(5)	各事業部・本部・室の保安活動(現場の管理、取組み等)が継続的に改善されている状況
(6)	その他(教育・訓練等)
但し、前回までの監査結果で指摘・観察事項があった場合は、適宜フォローアップ状況を確認する。	

なお、被監査部署によっては、表1中の全ての項目を監査対象にする必要がないので、対象部門別に実施すべき項目を表2に整理した。

表2 対象部署に対する監査実施項目

対象部署	表1中の監査実施項目番号					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
監査室/安全・品質本部	○	○	○	—	○	○
濃縮事業部	○	○	○	—	○	○
埋設事業部	○	○	○	—	○	○
再処理事業部	○	○	○	○	○	○

注記1) : 監査実施項目の内、被監査部署が関与していない項目は監査対象から除外する。

3. 監査の態様

監査は、実地監査を基本とした。なお、実地監査の過程で3.1項に記載された状況になった際には文書監査を併用することとした。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・判定基準等が適切に文書化されていることの確認が一般的である。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととした。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA展開状況」の評価を行うものである。実地監査では、準備された状況を見るのでは意義が薄く、「実態を把握すること」が重要である。従って、実行の証を示すエビデンスの探索にある程度の時間を要したとしても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部にLRJの知見を活用した。

- ◆JNFLの全社品質保証計画書、および下位の社内標準類
- ◆JEAC4111-2009(日本電気協会)[諸活動の底流として]

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示した。
なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定した。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めた。

7. 監査対象グループごとの監査結果

監査対象グループ別の監査結果は、それぞれ別個の報告書に編集したので参照していただきたい。

グループ	監査対象部門	監査報告書
(その1)	安全・品質本部	W04654066号-1
(その2)	濃縮事業部	W04654066号-2
(その3)	埋設事業部	W04654066号-3
(その4)	再処理事業部	W04654066号-4

8. 監査結果

総合所見は、下記の通りである。少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場면을観察したという一面を表したもので、被監査部門の実態を大綱的に捉えた所見ではないことをご理解いただきたい。

8.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において、2.3項の表1の内、本部/各事業部が関連する項目を表2より選択し、可能な限り監査した結果、いずれの被監査部門にも「指摘事項」及び「観察事項」は提起されなかったが、「提言事項」については、安全・品質本部に4件、再処理事業部に1件提起した。

8.2 「良好事例」

「改善策」および「アクションプラン」の対応成果は、新たな仕組みやルールの構築

と言う形で日常活動に組み込まれている。その日常活動の中で、PDCA を展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組み構築が進められている。こうした状況の中で、印象深く感じた「良好事例」を再処理事業部から 1 件を抽出した。さらなる自律的改善が図られている事例として参照して頂きたい。

8.3 各注力事項に対する個別所見

(1) 品質目標に取上げられた主な活動が、効率的・効果的に実行されている状況

今回の監査では、品質目標に取り上げられた主な日常活動が「改善策」を反映しており、かつ自律的改善が図られているか否か、また、効率的・効果的に実行されているか、という点に注力して監査を実施した。

安全・品質本部においては、初めて放射線安全 G が監査の対象部署となった。達成度が判定可能な品質目標の設定については改善の余地があるが、活動そのものは具体的な実施事項や実施期限などを明確にした上で精力的に取り組まれ、上半期末時点での成果と進捗などが評価されている。

また、濃縮事業部、埋設事業部、及び再処理事業部のいずれの事業部においても、それぞれの部署が具体的な実施事項、達成指標、実施期限などを明確にした上で展開し、上半期末時点での成果と進捗などが評価されている。

よって、品質目標の取り組みについては、どの部門においても自律的な活動を推進する中で成果を生み出している状況があり、また、進捗が遅れている活動については PDCA サイクルを回すことで善後策に結びついている状況など、適切に機能していると感じられる。

(2) トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)

今回の監査対象部署はいずれもマネジメントレビューの事務局機能を有していないので、本項については監査の対象から除外した。

(3) トラブル／不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置)の取り組み状況

今回の監査対象部署の一部においては作業現場を有していないことから、トラブルや不適合と関わりの薄い実態があるので、自部門の業務上のミスや他部署との連携不良などに起因する不具合事象の有無について尋ねたが、結果としてそのようなケースが無いことを聴取した。

一方、作業現場を有する部署では不適合の発生事例があるが、いずれのケースにおいても個々の事象に対しては不適合管理帳票がタイムリーに起票されており、以降、原因究明及び是正処置など、一連の不適合処理活動が適切に進捗している状況が観察できた。総じて、不適合管理については決められたルールを厳格に守る強い意気込みが感じ取られた。

(4) 内部監査の実施状況

今回の監査対象部署はいずれも内部監査を実施する部署ではないので、本項については監査の対象から除外した。

(5) 各事業部、室／本部の保安活動(現場の管理、取り組み等)が継続的に改善されている状況

直接的に保安検査を受検する機会のある部署においては、指摘事項への対処を通じて、計画立てた異常時訓練の実施や出入管理建屋洗濯設備の使用要領の改善などに結びつける活動が行われている。また、日常業務としての安全パトロールや作業前リスクアセスメントなどによって安全を確保する活動や、ウラン廃棄物埋設処分に係る研究などの作業現場を有しない部署によって行われる支援活動などを含め、いずれの部門においても保安活動が適切に機能していると捉えることができる。

(6) その他

品質目標達成活動及び保安活動に係る監査過程において、教育・訓練並びに力量管理の状況について監査した結果、監査対象としたいずれの部門においても計画された教育・訓練が実施され、筆記テストなどによって理解度が評価されていることを確認した。

一部の部署において励行されている、改正された標準類の説明会なども実務に直結したものであることから、有効な教育の機会と見ることができる。

8.4 前回監査時の観察事項及び提言事項フォローアップ状況

前回の監査時に提起した濃縮事業部に対する 3 件の提言事項、埋設事業部に対する 2 件の観察事項並びに 1 件の提言事項、及び再処理事業部に対する 8 件の提言事項については、いずれも適切に改善が実行されていることを確認した。

9. 終わりに

安全・品質本部及び各事業部における品質目標達成活動、トラブル／不適合の再発防止の取り組み、及び保安活動の継続的な改善状況などについて監査を行った結果、部門別の監査報告書で述べたとおり、一部に改善の余地が残されているものの、やるべきことが的確に実施され、必要とする改善への取り組みがなされている状況より、これらの活動に関しては、従前の評価と同様に、全体としては品質マネジメントシステムが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる。

また、前回の監査で提起した観察事項や提言事項に対しても前向きに捉えられ、着実に改善の跡がうかがえる。このように、ひとつひとつの事項に真摯に取り組む姿勢が、組織の健全な風土を築く上での原動力になるので、今後もそのような状態が維持されることを期待する。

その一方で、最近、保安検査において厳しい指摘を受けるなど、良好とは言えない状態が浮き彫りになっている。保安検査に係る具体的な活動状況については、今日までの定期監査の対象に含めていない領域であるが、その観点で今後の定期監査のあり方について言及すれば、従前の改善策やアクションプランの理念を重視する基本姿勢を堅持した上で、毎回の監査視点や監査の進め方などについて、JNFL 殿／ロイド間で原点からの見直しを行ってみる価値があるように思われる。

以上